

●補助額 対象経費の全額（上限3万円）

※公正証書とは…

公正証書とは、離婚における協議内容を文書にしたものとなります。公正証書で取り決めた養育費が払われない場合は、債権者は、収入や財産の差し押さえなどの強制執行手続きをとることができません。口約束ではなく文書で取り決めるようにしましょう。

保証契約の締結（1人1回限り）

●対象者 本市に居住するひとり親

で、次の要件を全て満たす人  
◇児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある  
ある

◇公正証書などを有している

◇養育費の対象となる児童（満20歳未満）を扶養している

◇保証会社などと1年以上の養育費保証契約を締結している

◇他自治体も含め、過去に同様の補助金を交付されていない

●対象経費 保証会社などと養育費

保証契約を締結する際に必要な経費のうち保証料（初回のものに限る。）として申請者が負担する費用

●申請期限 保証契約の締結日の翌日から6カ月以内

●補助額 対象経費の全額（上限5万円）

ひとり親家庭等の支援に関する相談員を配置しています

生活・就業・子育てなどで困ったこと・不安なことがあったら、気軽に相談してください。

各制度の手続きなど、詳しくは問い合わせてください。

●申請と問い合わせ先

◇医療費助成について  
国保年金課医療担当

☎(580)1847

◇その他の制度について  
子育て支援課子育て支援担当

☎(580)1862

支給には申請が必要です

特別児童扶養手当

こどもtoいっしょプロジェクト  
中学校子育てサロン

●対象者 精神または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している父母または養育者

※次のいずれかに当てはまる人は、支給されません。

◇父母または養育者と児童の住所が国内にない

◇対象児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる（障害児福祉手当は年金ではありません。）

◇対象児童が児童福祉施設に入所している（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）

◇所得が一定額以上ある など

●手当月額（児童1人につき）  
◇1級 5万6800円  
◇2級 3万7830円

●支給月 ◇4月（12、3月分）◇8月（4、7月分）◇11月（8、11月分）

※申請の翌月分から手当を受けることができます。詳しくは、問い合わせください。

●申請と問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当  
☎(580)1862

中学生と一緒に遊んだり、あやしてもらったりする未就学児を募集しています。中学生が赤ちゃんとふれあうことで、子育ての大変さや命の大切さを感じる機会に協力をお願いします。

●対象者 未就学児とその保護者

●日時・会場  
◇期日 11月26日（水）・12月2日（火）  
◇時間 ①午前9時55分～10時40分 ②午前10時50分～11時35分  
◇会場 御陵中学校3階 多目的室  
※12月2日（火）は①のみ開催

●必要なもの ◇飲み物◇ミルク◇着替え◇オムツ◇タオル など  
※あやすための赤ちゃん用のせんべいやボールなどは持ち込めます。

●申込方法 ◇電話◇申込フォーム  
●申込期限 各開催日の3日前まで  
●申し込み・内容の問い合わせ先  
NPO法人チャイルドケアセン  
ター ☎(589)8688

●事業全体の問い合わせ先  
こども・若者政策課こども政策担当  
☎(580)1912



申込フォーム